

令和 6年 1月 1日

社会福祉法人 四ッ葉福祉会 一般事業主行動計画

職員が、両立支援制度の理解を一層深めると共に、仕事と育児を両立しやすい職場環境を推進するため、行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 1月 1日 ~ 令和 8年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標：男性の育児休業取得促進に関する制度整備

<対策>

- 令和 6年 1月～ 男性の育児休業に関する制度内容・事例分析を行う。
- 令和 6年 4月～ 男性の育児休業取得の際に想定できる課題等を洗い出す。
- 令和 6年10月～ 男性育児休業の申し出があった際の対応フロー・ツールの見直しを行う。
- 令和 8年 1月～ 男性の育児休業取得状況の確認・ブラッシュアップを行う。

目標：全職員の有給休暇取得日数を年間7日以上とする。

<対 策>

- 令和 7年 4月～ 過去2年分の各職員の年次有給休暇取得状況を部署ごとに確認する。
- 令和 7年10月～ 年次有給休暇の取得率が低い職員をピックアップしてヒアリングを行う。
- 令和 8年 1月～ ヒアリング内容をもとに計画付与など年次有給休暇制度の見直しを行う。
- 令和 8年12月～ 実施状況の確認・ブラッシュアップを行う。